

天童市学校体育施設開放新型コロナウイルス感染症拡大防止 対策ガイドライン

令和2年11月27日時点
天童市教育委員会

1 ガイドラインの趣旨

市内小中学校においては、学校の再開にあたり、児童・生徒の健康と安全を最優先し、換気や消毒等の感染症対策を徹底し、感染リスクを低減させるための細心の注意のもと学校運営を行っています。

『学校教育に支障のない範囲内で市民の健全な余暇を利用する場所として開放及び提供する』という学校開放事業の趣旨のもと、利用者の安全と共に、児童・生徒のための学校教育活動を守ることを目的に、本ガイドラインを策定しました。

学校開放利用団体におかれましては、本ガイドラインに示す留意事項等の実施が難しいと判断した場合には、利用の自粛をお願いいたします。

また、天童市教育委員会において、ガイドライン記載事項が順守されていないと判断した場合には、該当団体の利用を停止する場合があります。

2 利用にあたっての留意事項

実際に利用をする方だけでなく、指導者、保護者等、学校施設に入る方は全員、以下の留意事項の遵守をお願いいたします。

(1) 利用前の体調確認

利用前は、利用者全員の体調確認を行い、下記の項目にひとつでも該当する方は、利用することができません。

- ① 平熱を超える発熱（概ね37度5分以上）がある。
- ② 咳（せき）、のどの痛みなど、風邪の症状がある。
- ③ だるさ、息苦しさがある。
- ④ におい、味の感覚に異常がある。
- ⑤ 体が重く感じる、疲れやすい等の症状がある。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症陽性と診断された方の濃厚接触者である。
- ⑦ 同居家族、身近な方に感染が疑われる方がいる。
- ⑧ 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある。

(2) 基本的留意事項

- ① マスクの持参及び着用の徹底をお願いいたします。
(運動・スポーツを行っていない際は、常時着用にご協力をお願いいたします。)
- ② 利用の前後など、石けんによるこまめな手洗いや、手指用消毒液による消毒をお願いいたします。

(3) 利用中の留意事項

- ① 換気の良い状態での利用をお願いいたします。
(窓を開けた状態での利用、または1時間に1回（10分程度）の換気をお願いいたします。)

- ② 運動・スポーツをしていない間も含め、できるだけ3密「密閉・密集・密接」を避けていただくようお願いいたします。
- ③ 利用中の健康観察にも御配慮ください。
- ④ 利用中の大きな声での指導、会話、応援等はお控えください。
- ⑤ タオルの共有、回し飲み等を行わないでください。

(4) 消毒や清掃に関する留意事項

- ① 消毒に必要な用具は、各団体での用意をお願いいたします。
- ② 使用後は、窓を開け換気の良い状態で清掃を行ってください。
- ③ 活動で使用した器具、清掃に使用した用具、ドア・取手等、利用者が手を触れた場所の消毒をお願いいたします。
- ④ 同時刻に2団体で利用する場合は、分担・協力をして作業を行ってください。
- ⑤ 清掃・消毒は利用時間内に完了させ、退出時間が遅くなることのないようお願いいたします。

3 感染者発生時の対応

- (1) 団体の利用者から新型コロナウイルス感染者が発生した場合、または濃厚接触者と判断された場合は、天童市教育委員会教育総務課(023-654-1111 内線 813)へ速やかな報告をお願いいたします。

また、団体の代表者あてに保健所からの指示や天童市教育委員会の決定事項について、連絡しますので、速やかに利用者全員へ連絡できる体制を整備してください。

- (2) 新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者が確認された場合など、天童市教育委員会、学校の判断により事業を中止する場合があります。

また、感染者の発生状況を踏まえた措置として、県内または市内の感染者発生状況等により、ガイドラインの見直し等を行う場合があります。

- (3) 利用者の管理・把握をお願いします。

団体の代表者は、利用日ごとにその日の「学校体育施設開放利用者名簿(別紙)」を作成し、利用者全員の連絡先を確実に把握してください。

作成した「学校体育施設開放利用者名簿(別紙)」については、その都度の提出は求めませんが、感染者発生時など必要に応じて天童市教育委員会から提出をお願いする場合がありますので、代表者の方で1か月間の保管をお願いいたします。

また、大会等により申請団体以外の団体が当該学校施設を利用する場合、同様に「学校体育施設開放利用者名簿(別紙)」の作成を依頼し、申請団体が保管してください。